

身体拘束適正化委員会規程

(設置)

第1条 JCHO 埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設は、介護老人保健施設基準の「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、利用者に対して、適切な判断と具体的な対応を図るため身体拘束適正化委員会を設置する。

(任務)

第2条 利用者の身体拘束を行う必要性が生じた場合、委員会は次の内容について検討を行う。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 身体拘束その他の行動宣言を行う以外に代替する方法がないこと
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(組織)

第3条 委員会は次に掲げるもので構成し、施設長が任命する

- ・施設長
- ・副施設長
- ・看護師長
- ・看護副師長
- ・介護主任
- ・支援相談員
- ・管理課事務
- ・その他（通所リハビリ・居宅・地域包括）

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、診療部長（その他施設長が任命したスタッフ）がこれにあたる。

(開催)

第5条 委員会は原則月1回開催する。また必要に応じてその都度開催する。

(報告及び指示等)

第6条 利用者が第2条における全要件を満たしていると委員会が判断した場合は、院長は施設長に報告するほか職員に次の内容を指示する。

- (1) 利用者または家族に連絡を行い、身体拘束に関する説明書に基づいて利用者または家族に対し説明を行う。
- (2) 利用者又は家族の同意を得た上で利用者に対し身体拘束その他行動制限が行われる場合は、利用者の態様、時間及び心身の状況を記録する。
- (3) 身体拘束その他行動制限が行われている場合は、解除することを目標に委員会において、緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録に基づき継続的な会議を開催する。

(附則)

この規則は、平成19年6月1日から施行する

平成28年4月1日より 委員会名称を「身体拘束廃止委員会」から「抑制検討委員会」に改める

令和5年5月1日(組織)について改定

令和7年4月1日改正

- ・ 抑制検討委員会→身体拘束適正化委員会へ名称変更